

## 令和4年 第8回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. **開催日時** 令和4年8月10日(水)  
午前10時00分から午前10時50分
2. **開催場所** 本庁舎 2階 大会議室
3. **出席委員** (36人)  
会 長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美  
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 8番 岡田耕平 9番 武村一夫  
11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長鉾忠明 14番 妹尾宗夫  
15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸  
推進委員 21番 平 義男 22番 小林和夫 24番 市本裕司 25番 下山史朗  
26番 松下 功 27番 福島史利 29番 渡邊次男 30番 市 登  
31番 綱本郁三 32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘  
35番 岡 俊彦 36番 池田琢壘 38番 各務和裕 40番 山中正義  
42番 井上 達 45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. **欠席委員** (10人)  
農業委員 7番 山懸将伸 10番 中山克己  
推進委員 20番 梶原啓二 23番 沼本通明 28番 太安隆文 37番 池田和道  
39番 東郷朝夫 41番 池田久美子 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり
5. **議事日程**  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第47号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついて  
日程第6 報告第16号 農地転用の制限の例外に係る届出について  
日程第7 報告第17号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出に  
ついて  
日程第8 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他
6. **農業委員会事務局職員**  
事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史  
加藤真弓

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 皆さんおはようございます。  
それでは、時間になりましたので、ただいまから令和4年8月の総会を開催いたしたいと思えます。  
それでは、会長ご挨拶よろしくお願ひいたします。
- 会 長 おはようございます。  
盆前ということで何かとお忙しい中というふうに思えますけど、多数ご参加いただきまして大変ありがとうございます。  
非常に毎日暑い日が続いております。東北とか北海道は非常に激しい雨が降っているということでございまして、東北から北のほうはかなり被害も出ております。どのようなことになるのか分かりませんが、備えていかなければならないというふうに思えます。コロナのほうも、なかなか収束せずに、かなりの方々がなっております。こういう時期ですからある程度仕方ないかなというふうに思えますけど、気をつけて過ごしていきたいというふうに思えます。  
世界情勢も非常に厳しい中でございまして。ウクライナとか、非常に影響を受けております。市のほうも、いろんな物価高騰等につきまして対策をするということで、今日の新聞のほうに出ておりましたけど、9月補正でそのことについて考えるというようなことでもございました。農業関係の物資、燃料等も非常に高騰しております中でなかなか大変だというふうに思えますけど、何とか乗り切っていただければなというふうに思えます。これから収穫を迎えるものもいろいろあつたりというふうに思えますけども、頑張っていかなければならないと思えます。  
今日説明がありましたように、利用状況調査からそれぞれの活動、農業委員会に課せられた責務は、非常に重たいものがございまして。なかなか国のいうようなことはできないかというふうに思えますけど、それなりに、自分なりに頑張っていかなければならないというふうに思えますので、皆さんご協力をよろしくお願ひいたします。  
それでは、8月総会を行います。よろしくお願ひします。
- 事務局長 ありがとうございます。  
それでは、会のほうに進めさせていただきます。  
本日欠席の委員、2名の方が欠席、通告いただいております。7番委員、10番委員の2名から欠席のほう通告いただいております。よつて、ただいまの出席の委員は19名中17名となります。定足数に達しておりますので、8月総会が成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則の第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、13番委員、16番委員を指名いたします。  
日程2、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は11件でございます。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望により、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑1筆379㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1について、去る8月1日に譲受人、譲渡人、双方立会いただき、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですけれども、譲渡人は土地所有者であり、畑を家庭菜園に活用していましたが、現在では高齢による自身の労力不足により、現在耕作することができておりません。別件で、ほかの件で申請地の周辺の測量が必要となって現地確認を譲渡人に依頼したとき、譲受人に申請地の譲渡の話が持ち上がり、今回話がまとまり、譲受人が申請地を売買により取得するものです。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人に話を聞いたところ、作業に必要な農機具は調っており、現在耕作している農地もあり、労働の軽減を図るため、この畑については柿等の果樹に取り組みたいとのことで、取得後も引き続き必要な農作業に従事すると思われます。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われますので、審議方よろしく申し上げます。その他特に指摘事項はございません。よろしくお願

いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 では、番号2の説明をさせていただきます。

番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆2, 683㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 はい。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

番号2についてですけど、権利移転をする詳細ですけど、7月28日に譲渡人と立会人と聞き取り調査を現地で行いました。内容的には、譲渡人は農業を行っているが、自宅から3枚の田んぼだけ離れております。なお、水はけが悪いため、誰か作ってくれる人を探していたところ、知人である譲受人と話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですけど、譲受人は、現在5町農業を行っております。もちろん農機具は一式全て所有しております。また、移転後は、水はけが悪いため、畑として苗物を作付する計画をしておるといふ説明を受けました。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆2, 223㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号3につきまして、7月28日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は、全く全然関係のない人です。譲渡人は、農業を行っているが、水はけが悪く、自宅から離れているため、現在耕作はしておらず困っていたところ、先ほどの番号2の隣の田んぼになりますその隣地を購入する譲受人と話がまとまり、譲受人が取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、先ほどの2番と同じで、5町農業を行っており、水はけが悪いため、畑

として苗物を作付するという計画をしております。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆944㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号4につきましても、全て2、3、4と同じ場所なんで、7月28日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。これも、番号3と一緒に、譲受人と譲渡人は全く関係ない人です。譲渡人は農業をしていますが、自宅の周りの田んぼだけ植えて、この田は水はけが悪く管理ができないため耕作をしておらず、先ほどと同じように、譲受人と話がまとまり、譲受人が取得するものです。譲受人の耕作状況は、2、3、4全て同じです。その他指摘事項もございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田9筆7,491㎡、畑1筆172㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号5につきまして、8月3日、譲渡人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子であります。譲渡人は農業をしていますが、高齢のため、農業のメインはほとんど譲受人がやっていて、高齢のため、これを機に子供に全て農地を譲るものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は、トラクター、田植機、草刈り機などを所有しており、秋の田んぼの作業は委託作業になるんですが、現在も主に作業は譲受人が行っているため、取得後も必要な作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。



議 長 現地調査を行った結果について、同じく 9 番委員さんから説明をお願いいたします。

9 番委員 議長。

議 長 はい、9 番委員。

9 番委員 9 番です。

議案番号 8 番につきまして、去る 8 月 7 日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人は譲渡人の実家で空き家になっていた住宅及び農地を取得し、このたび住宅の登記が完了したことから、引き続き農地の登記を行うために申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、農作業は、主に譲受人が従事しております。現在所有している農地は全て耕作しており、農機具のほうは奥さんの実家がトラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、それらを使用して農作業を行っております。申請地も、今年から水稲のほか、野菜も作付しており、意欲的に農業に取り組んでおります。今後も問題なく農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 9 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 9 でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、市外の譲受人に、申請農地、田 1 筆 1, 2 0 9 m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2 9 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

2 9 番推進委員 議長。

議 長 はい、2 9 番推進委員。

2 9 番推進委員 2 9 番推進委員です。

議案番号 9 につきまして、8 月 3 日、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は、長年にわたり申請地で稲作を行ってこられましたが、高齢による労力不足により、ここ 2 年ほど自ら耕作することが困難になったため、休耕しておりました。このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人と譲渡人は、旧来の友人関係でもあり、互いに話をするうちにまとまったということでございます。譲受人及び世帯員の耕作状況についてですが、譲受人は農機具等は全部所有しており、何ら問題はございません。

譲受人は、農業はもとより ████████ も兼務されておまして、妻と長男、使用人男性 1 名にて事業を遂行されております。申請農地の取得後も、必要な作業に従事することが認められます。ほかに何ら指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆798㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 7月30日に、現地確認及び面談を行いました。譲受人と譲渡人は、近所同士の関係です。譲渡人は、両親と3人の家族です。近年両親の身の回りの世話が多くなり、田畑の管理が十分できてない状態でした。一方、譲受人は、夫婦と娘の3人暮らしで、現在出荷用のナス、ササゲ、直売所用の多品目野菜を栽培し、規模拡大を目指していました。こうした状況の中、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況であります。譲受人は、兼業農家ではあります。出荷用のナス、ササゲ、直売所出荷の多品目野菜を栽培、将来もっと規模拡大を計画しております。特に直売所向けの野菜に意欲を示し、申請地取得後も必要な農作業に従事することが認められます。所有する農機具は、トラクター、管理機、動力噴霧器等を所有しています。その他指摘事項についてはありません。以上であります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、田2筆1,199㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 現地調査を行った結果について、同じく30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 去る7月30日、現地確認及び面談を行いました。譲渡人とは、住まいが勝山地域なので、電話で確認を行いました。譲渡人は、以前久世地域の農家の方に土地を耕作してもらっていましたが、事情により返されて困っておりました。一方、譲受人は、自分の水田以外にも近所の農家の作業を請け負うなど、地域の農業に貢献しておりました。そんな中、その土地の耕作に行くには譲渡人の土地を通らないといけな土地があり、そのために、断って通るような状況でした。こうした中、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は、夫婦、子供2人、母の5人暮らしで、近所の農家の水田も請負作業を行い、農業に熱心な方です。所



有する農機具も、トラクター、田植機、コンバイン、管理機等所有し、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長

議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（湯原）は、既存の墓地が山中にありますが、平成30年の西日本豪雨の際、山腹崩壊により墓地が土砂で埋まったこと、また高齢となったことから、今後の維持管理を考慮し、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願います。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員

議長。

議 長

はい、2番委員。

2番委員 2番です。

本件につきましては、去る8月2日に申請人立会いの下、現地確認及び聞き取り調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、現在の墓地は自宅から離れており、急峻な山あいであり、先ほども説明がありましたが、西日本豪雨の大きな災害を受けており、また周辺には竹林があり、墓地に繁茂し、高齢となったため維持管理が困難となったことから、自宅近くの畑19㎡を、墓地用地に転用するものです。申請地の位置等ですが、[ ]から[ ]を約100m入った、[ ]の裏側に位置します。周囲の状況ですが、東が水路、西が農道、南が[ ]、北が田。周辺農地への影響ですが、墓地用地として墓石の移転をすることから、日照、通風にも問題がないと思われます。また、[ ]関係者、農地所有者にも承諾をいただいているということです。その他指摘事項はありません。以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。これより議案第45号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程4、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在申請地北側に居住しておりますが、家族の増加に

伴い手狭になったため、申請地、田1筆79㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、宅地を拡張し、簡易物置などを設置するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号1についてご報告いたします。

去る7月31日、譲受人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、今回転用申請された農地は、線路敷の残地として残っていたもので、細長く、水田として使用するには不向きなため、譲渡人は耕作しておらず、他人に管理を依頼して任せておりましたが、雑草だらけになっており、本人も耕作する意思もなく、また自分で譲渡人も耕作する意思もないので、譲渡人から農地の売買について不動産業者を通じて今回申請農地の北側の宅地を購入した譲受人に話があったものです。譲受人は、子供の成長等により物が増え、置場に困っていたこともあり、物置設置用地として購入することで話がまとまったものです。

申請地の位置等ですが、■■■■から東へ約100mの宅地化が進んでいる地域にあります。周囲の状況は、東側は田、西側は宅地、南側は■■■■、北側は譲受人の宅地に面しており、農地への影響はないものと思われます。その他指摘事項もないので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い将来的なことを考え、申請地、田1筆495㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は譲渡人は譲受人の父で贈与による所有権移転のため■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、借入金■■■■円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号2番につきましては、去る7月31日に、譲受人立会いの下、現地確認を行っておりますので、ご報告いたします。

転用しようとする事由の詳細でございますが、譲受人は、現在実家で親と同居生活をしております。子供も大きくなりつつあり、現在の住居が手狭になったことから、新たに自己住宅を建築するため、このたび譲渡人の父親から農地を譲り受け、個人住宅を建築するため、申請するものでございます。申請地の位置ですが、申請地は、[ ] から [ ] を西に1キロほど進んだ国道沿いにあります [ ] の前の市道を、南に100mほど入ったところに位置しております。周囲の状況ですが、東は市道、西は水路及び田、南も水路及び田、北は道路と宅地でございます。

周辺農地への影響でございますけれども、申請地に隣接した農地がございますが、本申請は一般の個人住宅の申請であるため、今後の耕作の日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、この農地に附属する水利組合には、転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。

以上のとおり、本案件につきまして転用はやむを得ないと思っております。農地周辺への影響についても問題ないと思っておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市外）は、このたび申請地北側にある住宅を購入し、永住することになりましたが、駐車場がないため、申請地、畑1筆257㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、車庫を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 [ ] 円、土地造成 [ ] 円、建物施設 [ ] 円。資金の内訳として、自己資金 [ ] 円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい。

18番委員 18番です。

番号3について、8月1日に譲受人立会いの下に調査いたしましたので、ご報告いたします。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は申請地の隣の住宅を購入しているが、車庫がないため、利用されていない申請地に車庫を建てるためのものであります。申請地の位置等ですが、[REDACTED]より南へ約200m、[REDACTED]より10mほど西に入ったところにあります農地であります。周辺の状況ですが、東は進入路、西と南は林、北が居宅で、周辺農地への影響もなく、その他の指摘事項もありませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第47号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第47号について。

7ページをお開きください。

議案第47号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年8月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全15筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると

考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。  
以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。  
それでは、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第47号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第47号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、報告第16号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程7、報告第17号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程8、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 9ページをお開きください。

報告第16号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第17号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第16号、報告第17号、報告第18号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。  
ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局からございませんか。

よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、総会を閉会したいというふうに思います。

1つ報告ですけど、先日岡山県の農業会議の総会のほうが行われまして、今まで片山会長が会長を務められておったんですけど、ここで改選がありまして、山崎親男さん、岡山県の町村会長をやっておられます鏡野町の町長の方です、この方が会長ということになりました。皆さんまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。副会長は、岡山市の会長の黒田さんと私のほうでまた続けてしようということで、続けてすることになりました。今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、閉会したいと思います。次回9月総会は9月9日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時50分 閉会)